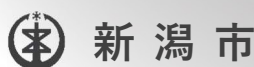


第1版：令和6年1月30日作成

令和6年能登半島地震に伴う

私道災害復旧支援制度

申請ガイドライン



【ガイドラインについての問合せ】


新潟市 土木部 道路計画課（私道災害対策チーム）TEL 025-226-3045

1 はじめに

申請書類の配布について

申請に必要な各種書類は、新潟市のホームページをご確認いただくか、最寄りの申請窓口までお越しください。

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分


 **西区**の方はこちら
私道災害対策チーム

 西区寺尾東 3-14-41
 **025-210-5288**



(西区役所 3 階フロア特設)

その他の区の方はこちら

 東区建設課

 東区下木戸 1-4-1
 **025-250-2610**

 北区建設課  北区東栄町 1-1-14
 **025-387-1405**

 江南区建設課  江南区泉町 3-4-5
 **025-382-4738**

 中央区建設課  中央区西堀通 6 番町 866
 **025-223-7410**

 南区建設課  南区白根 1235
 **025-372-6460**

 秋葉区建設課  秋葉区程島 2009
 **0250-25-5410**

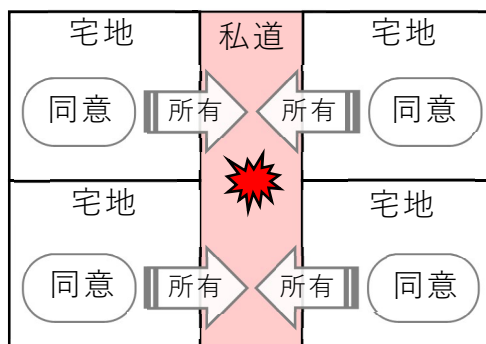
 新潟市 私道災害復旧

 西蒲区建設課  西蒲区巻甲 2690-1
 **0256-72-8541**

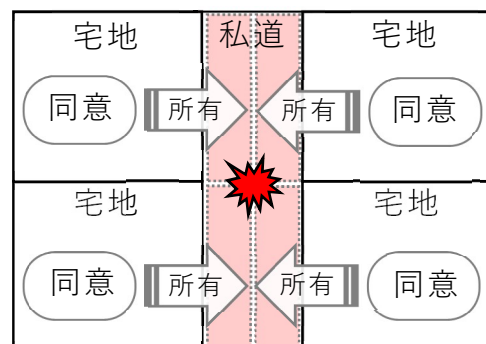


私道の関係権利者からの同意

「共同所有型私道」



「相互持合型私道」



私道をめぐるトラブル回避のため・・・

復旧範囲の私道の関係権利者から可能な限り
同意をいただいでください

目次

2 原形復旧

これから復旧する場合

P 4

様式第1号 私道災害復旧支援事業実施申請書

P 4

様式第2号 承諾書兼誓約書

P 5

様式第3号 委任状

P 6

被災状況写真等

P 6

3 遡及措置

既に復旧済または復旧中の場合

P 7

3-1 原形復旧した工事

3-2 応急復旧した工事

様式第1号 私道災害復旧支援事業実施申請書

P 7

工事完了後写真

P 8

工事完了証明書類

P 8

4 Q & A

P 9

様式第1号 私道災害復旧支援事業実施申請書

記載例

申請書類を提出する日付を記載してください

様式第1号(第8条関係)

令和●年 ●月 ●日

私道災害復旧支援事業実施申請書

申請代表者は下記の私道の関係者の中から選任してください
(1)復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者
(2)復旧する私道に隣接する土地の所有者
(3)復旧する私道に隣接する土地に存する家屋の所有者又は居住者

申請代表者
住所 新潟市●区●●1-1-1
(フリガナ) ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 △△ △△
電話 ●●●●-●●●●-●●●●

私道災害復旧支援事業補助金の対象事業として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

復旧する私道のおよその延長 ※今回申請対象の延長です

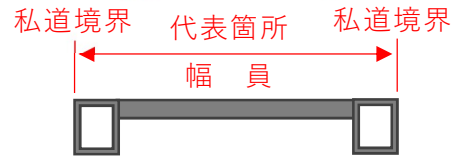
私道の境界端間の代表的なおよその幅員

1 申請場所 新潟市 ●区●●1-1-1 地内
2 私道概要 【申請延長】 20 m 【幅員(側溝含む)】 4 m
3 原形復旧の範囲 【舗装】 あり・なし 【側溝】 あり・なし
【その他】 緑石ブロック

(添付書類)

- ◇新たに実施する原形復旧工事
(1) 承諾書兼誓約書(様式第2号)
(2) 委任状(様式第3号)
(3) 写真等、被害状況がわかるもの

【幅員イメージ】



支援対象の私道の付属物などを記載してください

暴力団等の排除に関する誓約及び同意事項

- ◇私たちは暴力団(新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
◇暴力団の利益となると認められる行為は行いません。
◇上記誓約事項の確認のため、本申請書及び関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

様式第2号 承諾書兼誓約書

記載例

申請書類を提出する日付を記載してください

様式第2号(第8条関係)

令和●年 ●月 ●日

承諾書兼誓約書

様式第1号に記載した申請代表者と一致させてください

申請代表者

住所 新潟市●区●●1-1-1

(フリガナ) ●●●● ●●●●

氏名 △△ △△

印

電話 ●●● - ●●●● - ●●●●

私所有の下記道路敷のある道路の復旧(私道災害復旧支援事業)について、下記のとおり代表者を選任し、施工されることに何ら異議なく承諾します。また、工事完了後の私道の維持管理は、引き続き、土地所有者等において行います。

なお、本件について当該私道の土地所有者又はその関係人から異議が出された場合においては、以下の同意者間で処理します。

申請代表者と一致させてください

同意者

番号	代表者◎	土地所有者 氏名	住所	印
1	◎	△△ △△	新潟市●区●●1-1-1	○
2		□□ □□	新潟市●区●●1-1-2	○
3		×× ××	新潟市●区●●1-1-3	○
4		◇◇ ◇◇	新潟市●区●●1-1-4	○

関係権利者が多い場合は、裏面に記載すること。

(1/2)

裏面で不足する場合は適宜様式第2号を追加してください

様式第3号 委任状

記載例

申請書類を提出する日付を記載してください

様式第3号(第8条関係)

令和●年 ●月 ●日

委任状

様式第1号に記載した申請代表者と一致させてください

申請代表者

住所 新潟市●区●●1-1-1

(フリガナ) ●●●● ●●●●

氏名 △△ △△

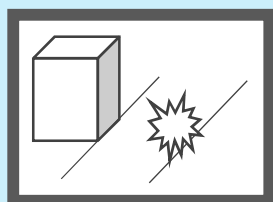
電話 ●●● - ●●● - ●●●

私たちは、申請箇所における私道災害復旧支援事業における調査・設計・施工、補助金の請求について、一般社団法人新潟市道路保全協会に委任します。また、事業の補助金を同協会に振り込むことに何ら異議はありません。

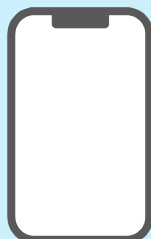
被災状況写真等

地震による被害状況がわかるもの

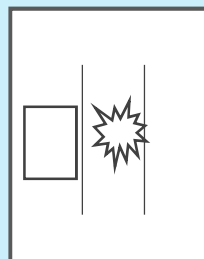
写真（印刷）



写真（スマホ）



説明図



など・・・

提出もしくは提示してください

3-1 原形復旧した工事

3-2 応急復旧した工事

記載例

様式第1号 私道災害復旧支援事業実施申請書（遡及措置）

遡及措置

様式第1号(第8条関係)

申請書類を提出する日付を記載してください

令和●年 ●月 ●日

私道災害復旧支援事業実施申請書

申請代表者は下記の私道の関係者の中から選任してください

- (1)復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者
- (2)復旧する私道に隣接する土地の所有者
- (3)復旧する私道に隣接する土地に存する家屋の所有者又は居住者

申請代表者

住 所 新潟市●区●●2-1-1

(フリガナ) ●●●●●●●●●●

氏 名 ○○ ○○

電 話 ●●●● - ●●●● - ●●●●

私道災害復旧支援事業補助金の対象事業として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

復旧する私道のおよその延長
※今回申請対象の延長です

私道の境界端間の代表的なおよその幅員

- | | | |
|---------------|------------------|----------------|
| 1 申請場所 | 新潟市 新潟市●区●●2-1-1 | 地内 |
| 2 私道概要 | 【申請延長】 10 m | 【幅員（側溝含む）】 3 m |
| 3 原形（応急）復旧の範囲 | 【舗装】 あり・なし | 【側溝】 あり・なし |
| | 【その他】 なし | |

(添付書類)

- ◇既に完了した、又は実施中の原形復旧、応急復旧工事
- (1) 被害状況や復旧状況がわかる写真等
- (2) 工事完了証明書類（振込み通帳、領収書、レシート）

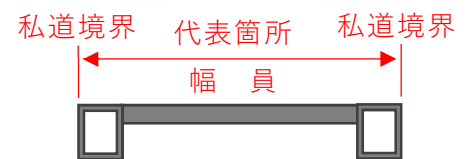
暴力団等の排除に関する誓約及び同意事項

- ◇私たちは暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- ◇暴力団の利益となると認められる行為は行いません。
- ◇上記誓約事項の確認のため、本申請書及び関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

私道災害復旧支援事業で実施した私道の維持管理は、引き続き、土地所有者等において行います。

なお、本件について当該私道土地所有者又はその関係人から異議が出された場合においては、当方において処理します。

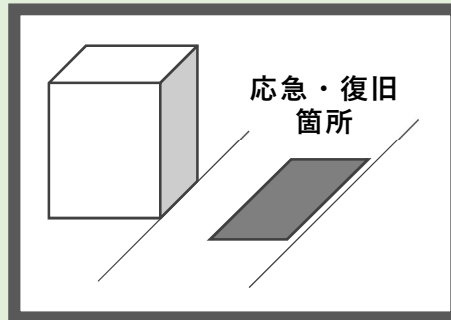
【幅員イメージ】



支援対象の私道の付属物などを記載してください

工事完了後写真

工事の応急・復旧状況がわかる写真（印刷）



必ず印刷した紙面を提出してください

工事完了証明書類

私道の復旧（応急）に関する
業者・物品等への支払いが確認できる書類

通帳と支払内容・金額を確認できる書類

口座名・番号

工事（変更）

契約書など

※振込日付
振込先
振込金額

領収書

支払金額

※支払日

支払内容

レシート

※日付
購入物
金額

など・・・

※令和6年1月1日以降の日付であることが確認できるもの

写しを提出してください

制度内容について

4-1 原形復旧とはなんですか？

被災した私道を、被災前の状態に戻すことを指しています。

4-2 応急復旧とはなんですか？

被災した私道を、被災前の状態に戻すまでの間、既に生じている支障（通行不能、排水不良等）を解決するために、仮で復旧することを指しています。

4-3 原形復旧と応急復旧が同時に必要な場合は？

同時に申請をすることが可能です。本制度には下記申請区分があるため、必要に応じてそれぞれ申請書類を作成してください。

- ① 「これから復旧する場合」の原形復旧
- ② 「既に復旧済みまたは復旧中」の原形復旧
- ③ 「既に復旧済みまたは復旧中」の応急復旧

4-4 元の状態に改良を加えて復旧（応急）したい場合は？

本制度は、被災前の状態に戻す原形復旧工事に対する支援のため、被災前の状態から仕様を変える場合、支援対象外となります。

（参考事例）

- ・ U型側溝をL型側溝に入れ替え
- ・ 砂利道を舗装道に敷き替え
- ・ 擁壁を追加して復旧
- ・ ・ ・ など

4-5 私道に設置されたカーブミラーなどは対象になりますか？

被災した私道に、被災前から設置されていた道路附属物（擁壁、柵、カーブミラー、ガードレールなど）であれば、原形復旧及び応急復旧の対象となります。私道の範囲外の場合は支援の対象外です。

4-6 私道に埋設されている水道管などは対象になりますか？

私道の埋設物（水道管、下水道管、ガス管など）や電柱は、原形復旧及び応急復旧の対象外となります。各埋設物や電柱の管理者にお問い合わせください。

4-7 宅地内の支障物（塀など）は対象になりますか？

被災した私道の範囲外は、原形復旧及び応急復旧の対象外となります。

4-8 応急復旧は工事だけが対象ですか？

応急復旧は、業者に発注した場合の工事費のほか、購入した材料費についても支援対象となります。ただし、業者への支払いや購入したことが確認できる書類（通帳、領収書、レシートなど）の写しが必要となります。

申請書類について

4-9 被災状況写真等はどのようなものが必要ですか？

私道の被災箇所が分かる写真を提出してください。スマートフォンによる提示や、紙に図示するなどしてご提出いただいても構いません。

4-10 工事完了証明書類とはどんなものですか？

業者への支払いや購入したことが確認できる書類（領収書、レシート、通帳と支払内容・金額を確認できる書類など）の写しが必要となります。支払日、支払内容及び支払金額が分かる部分の写しを提出してください。なお、被災後（令和6年1月1日以降）の支払いであることが確認できる必要があります。

（参考事例）

領収書やレシートなどの場合：支払日付、支払内容、支払金額

通帳の場合：口座名義人、口座番号、振込日、振込金、額振込先
支払内容・金額を確認できる書類（工事契約書など）

4-11 工事完了後写真はどのようなものが必要ですか？

私道の復旧工事完了箇所が分かるように撮った写真を印刷して提出してください（提示のみは不可）。

4-12 申請は郵送でも受け付けできますか？

窓口にて申請箇所の位置などの確認を行うため、窓口での申請となります

その他

4-13 申請者代表はどのように選任すればよいですか？

申請代表者は下記の私道の関係者の中から選任してください。

- (1) 復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者
- (2) 復旧する私道に隣接する土地の所有者
- (3) 復旧する私道に隣接する土地に存する家屋の所有者又は居住者

4-14 申請者代表の役割はなんですか？

現地確認立会の依頼や各種通知書等を送付させていただきます。

4-15 既に復旧工事中ですが申請期間に工事が完了しない場合は？

復旧中の工事は、申請期間内に「様式第1号 私道災害復旧支援事業実施申請書（遡及措置）」のみを先行して提出していただき、工事完了後に速やかに、「工事完了後写真」「工事完了証明書類」を提出してください。

4-16 原形復旧する上で民法上の判断に迷うことがある場合は？

法律上の諸問題でお困りの方に、広聴相談課（本庁）及び各区役所において、新潟市民を対象（事業所案件は対象外）に、弁護士による無料の法律相談を実施しています。事前予約が必要となるため、ご希望の会場に直接ご連絡ください。

市役所本館1階（広聴相談課市民相談室）電話 025-226-1025

北区役所区民生活課 電話 025-387-1295

東区役所区民生活課 電話 025-250-2235

江南区役所区民生活課 電話 025-382-4203

秋葉区役所区民生活課 電話 0250-25-5674

南区役所区民生活課 電話 025-372-6105

西区役所区民生活課 電話 025-264-7211

西蒲区役所区民生活課 電話 0256-72-8317

🔍 新潟市 市民相談